

「令和 4 年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務 仕様書

1 本業務の概要

(1) 事業目的

酒造会社が集積する盛岡広域エリアにおいて、特色ある地域資源の酒類を生かした酒蔵ツーリズムを推進し、周遊旅行により地域経済の活性化を図るため、盛岡広域エリアを中心とした酒づくり文化に地域の観光資源（食や歴史文化等）を盛り込んだ「酒蔵めぐりツアー」の商品化を促進する。

(2) 委託業務名

「令和 4 年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務

(3) 委託期間

契約日～令和 5 年 3 月 17 日

(4) 委託上限額

420 千円（税込）（広告料分）

2 委託業務内容

(1) 提案内容

盛岡広域エリアを中心とした酒づくり文化に地域の観光資源（食や歴史文化等）を盛り込んだツアーの造成及び販売促進方法について提案すること。

(2) ツアー商品企画造成

ア ツアー商品の造成にかかる企画（具体的なターゲット、テーマ、行程など）、交渉、調整、諸手続、各種手配、広報等の一切の業務を行うこと。

イ ツアー企画造成本数

3 本以上とし、次のエリアに立地する酒造会社の訪問を中心としたツアーとすること。

- ・対象エリア：盛岡広域エリア（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）及び隣接エリア（宮古市、花巻市、二戸市、岩泉町）
- ・想定対象酒造会社：別紙のとおり

【参加者数】

45 人以上（ツアー 3 本以上延べ人数）

※参加者数は想定数であり、条件ではないこと。

ウ ツアー催行時期

令和 4 年 9 月～令和 5 年 2 月末までの間にツアーを催行すること。

なお、商品のうち 1 本は、9 月 23 日（金）～9 月 26 日（月）に開催される日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会の期間中に催行することとする。

※委託者において、日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会公式 HP で酒蔵めぐりツアーを掲載する予定。

エ 旅行客対象

県内外の旅行客

オ 発着地及び目的地

県内を発着地とし、対象エリアを主な目的地とする。

カ 行程

- ・ 日本スポーツマスターズ 2022 岩手大会期間中の催行ツアーは日帰りとし、その他のツアーについては1泊2日程度とする。

なお、1泊2日のツアーの場合、宿泊地は盛岡広域エリアとすること。

- ・ 1ツアーにつき、2箇所以上の酒造会社を訪問する行程とし、このうち1箇所以上は盛岡広域エリア内の酒造会社を組み入れることとする。
- ・ 地域の食や歴史文化のほか、季節の体験型コンテンツやまつりやイベント等を行程に組み入れるよう努めること。
- ・ 造成するツアーについては、それぞれのコースにおいて訪問する酒造会社が重複しないようにすること。

また、ツアーの行程についても異なる内容にすること。ただし、造成したツアーを複数回販売することは差し支えない。

キ 移動時に利用する交通事業者

県内に拠点を置き、県内でのツアーで運行実績のある交通事業者とすること。

(3) 販売について

ア (2)で造成した旅行商品を販売すること。販売により得られた収入(販売手数料を含む)は、本業務の実施に必要な経費に充当して差支えないこと。

イ 販売方法について

旅行商品の販売告知については、HPやSNS等のオンライン媒体による広報に加え、チラシやダイレクトメール等を活用し、新規顧客及び既存顧客への効果的な広報を行うこと。具体的な周知方法については提案によるものとする。

※HPに関しては、8月～10月に実施する酒蔵めぐりスタンプラリーの公式HPリンクを掲載することとする。

ウ 販売に際し、国や自治体を実施する旅行商品の造成販売に対する補助事業との併用については別途委託者と協議することとする。

(4) アンケートの実施及び集計・分析

造成した商品について、ツアー参加者及び立寄り施設にアンケートを実施し、その分析結果を業務終了後、速やかに報告すること。

※アンケート内容については、別途委託者と協議すること。

(5) その他

ア 事業効果を高める独自の企画があれば、予算額の範囲内で提案すること。

イ 政府等が示すガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講ずること。

ウ 「北東北大型観光キャンペーン」(令和4年7月～9月)など、当該事業期間中に委託者が関与する他のキャンペーンやイベント等との相乗効果が図られるよう留意すること。

3 事業実績報告

この事業が終了した後、令和5年3月17日（金）までに、事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限等

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を委託者に対して書面で報告しなければならないこと。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 委託者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 委託者は、(1)イにより再委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、委託者に対して書面により通知しなければならないこと。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転すること。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後も同様であること。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならないこと。

5 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況によって、感染拡大防止のための措置を講じる場合には、本業務を変更（延期を含む）又は中止することがある。その場合、委託者と協議の上、契約を変更し、必要に応じて委託料を精算するものとする。

なお、ツアーの行程を変更せざるを得ない場合は、委託者と協議し、委託者の了承を得た上で変更することとする。

(2) その他、委託費用は別添設計書を参照のこと。

(3) 業務の実施に当たり、受託者は、事前に実施計画書（実施時期、場所、内容を記載したもの）。

様式任意)を作成の上、委託者に提出すること。

[別紙]

〈想定酒造会社一覧〉

想定事業者	市町村
株式会社あさ開	盛岡市
菊の司酒造株式会社	盛岡市
菜園マイクロブルワリー（株式会社ベアレン醸造所）	盛岡市
株式会社桜顔酒造	盛岡市
株式会社ベアレン醸造所	盛岡市
暁ブルワリー 八幡平ファクトリー（株式会社太極舎）	八幡平市
株式会社わしの尾	八幡平市
株式会社岩手くずまきワイン	葛巻町
株式会社紫波フルーツパーク	紫波町
有限会社月の輪酒造店	紫波町
廣田酒造店	紫波町
泉金酒造株式会社	岩泉町
株式会社菱屋酒造店	宮古市
株式会社南部美人	二戸市
株式会社エーデルワイン	花巻市